

# 青森県報

第四千五十五号

平成二十七年  
十月五日  
(月曜日)

## 目次

### 告示

保安林の指定解除

(林政課) 一

### 公告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

(県民生活文化課) 一

右 同

(同上) 二

大規模小売店舗の変更に届出

(商工政策課) 二

右 同

(同上) 三

右 同

(同上) 三

右 同

(同上) 三

右 同

(同上) 四

右 同

(同上) 五

右 同

(同上) 六

## 告示

青森県告示第六百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十七年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

### 保安林の所在場所

- 一 十和田市西十三番町五五の一、大字三本木字下平二五五の一から二五五の五まで、二五六の一から二五六の一九まで、二六一の一、二六一の五、二六一の一〇から二六一の一五、字一本木沢一八五の一から一八五の六まで、一八六の一から一八六の四まで、一八六の七、一八六の九、一八六の一〇、一九六の一

### 保安林として指定された目的

風害の防備

### 保安林解除の理由

指定理由の消滅

## 公告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 申請のあつた年月日

平成二十七年九月十五日

### 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人のへじFRASCO

### 三 代表者の氏名

阿部 博一

### 四 主たる事務所の所在地

上北郡野辺地町字赤坂一九の三一 あたこハイツ第一 3A号室

### 五 定款に記載された目的

この法人は、野辺地町を中心に、まちづくりの推進や観光の振興及び経済活動の活性化に関する事業を行い、地域の活性化や人口減少の抑制に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十七年九月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コスモス科学教育研究所

三 代表者の氏名

工藤 隆継

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字田面木字赤坂一の三 赤坂ビル一〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、科学教育や環境教育に関連した教材の開発や指導法の研究を行い、子どもや一般市民にその知識を普及する事業を行うことにより、より生きる力の高い子どもの育成に資することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂弘前安原店

弘前市泉野五丁目五の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

太閤木下建設株式会社

大阪府東大阪市長田西四丁目四の二一

代表取締役 木下吉数

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二四二の一 代表取締役 西郷辰弘	平成 一九・九・二〇

四 届出年月日

平成二十七年九月一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十七年十月五日から平成二十八年二月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年二月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂弘前若葉町店

弘前市大字清水一丁目二の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社あさひほつむ

弘前市大字早稲田二丁目二の五

代表取締役 葛西重明

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変	更
株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五 代表取締役 西郷辰弘			株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二四二の一 代表取締役 西郷辰弘			平成 一九・九・一〇	年月日

四 届出年月日

平成二十七年九月一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十七年十月五日から平成二十八年二月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年二月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂黒石富士見店

黒石市富士見一一八外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第 七地割四四五 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 三三二の二 代表取締役 西郷辰弘	平成 一九・九・一〇
-------------	--	---	---------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第 七地割四四五 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 三三二の二 代表取締役 西郷辰弘	平成 一九・九・一〇
-------------	--	---	---------------

四 届出年月日

平成二十七年九月一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び黒石市役所

2 期間

平成二十七年十月五日から平成二十八年二月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年二月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂弘前安原店

弘前市泉野五丁目五の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

太閤木下建設株式会社

大阪府東大阪市長田西四丁目四の二一

代表取締役 木下吉数

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の施設運営に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前八時三十分から午後九時 閉店時刻 午後九時	平成 二七・九・八
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三十分から午後九時三十分まで 午前六時から午後十時	

四 届出年月日

平成二十七年九月一日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十七年十月五日から平成二十八年二月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年二月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂弘前若葉町店

弘前市大字清水一丁目二の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社あさひほつむ

弘前市大字早稲田二丁目二の五

代表取締役 葛西重明

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設の方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前八時三十分から午後九時まで 閉店時刻 午後六時十分	平成二十七年九月一日
大規模小売店舗の施設の方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前八時三十分から午後九時まで 閉店時刻 午後六時十分	平成二十七年九月一日

四 届出年月日

平成二十七年九月一日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十七年十月五日から平成二十八年二月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

